

判例から学ぶ できることできないこと

第1回 町内会は加入を勧誘し、退会を引き留めてはいけないのか

松下 啓一 地方自治研究者・政策起業家(元相模女子大学教授)

1. はじめに―よくある誤解

町内会の加入勧誘や退会をめぐるトラブルになり、慰謝料の支払いが命じられた裁判例が知られるようになった。それに伴って、現場では次のような不安が広がっている。

「もう勧誘してはいけないのではないのか」

「退会を止めたら違法になるのではないのか」

「非会員とは関わらない方が安全ではないか」

しかし、結論から言えば、こうした理解は行き過ぎである。裁判所が問題としているのは、「勧誘したこと」そのものではない。問題となるのは、その方法が行き過ぎていないか、すなわち住民の自由な意思決定を圧迫していないかである。

実際、町内会は任意団体だから、会員は加入も退会も自由である。しかし同時に、町内会もひとつの団体だから、活動の自由があり、住民に説明し、協力を求めること自体は当然に認められている。

したがって、この誤解の回答はシンプルで、「強制」はダメだが、「説明」と「働きかけ」はむしろ必要である。この線引きを正しく理解することが、トラブルを

防ぎつつ町内会を維持する鍵となる。

なお、町内会の名称については、町内会、自治会、町内会・町会、区・区会、部落会などの呼び方があるが、この連載では、読者になじみの深い「町内会」という名称に統一して考えていく。

2. 裁判所は町内会をどのように見ているか・町内会の基本判例

(最高裁平成17年4月26日判決)

● 法的視点から見た町内会の本質

――判断に迷ったときに立ち返る原点
町内会のトラブルをめぐる裁判は数多くあるが、その中でも最も基本となるのが、最高裁平成17年4月26日判決である。

この判決では、そもそも町内会とはどのような団体なのかという「法的性格」を明確にしている。そのため、この判決は、その後の町内会をめぐる多くの裁判において、常に参照される重要な判例となっている。

最初に、この判例をよりどころとして、まず町内会の本質を考えてみよう。迷ったら基本に戻るが原則であるが、町内会の本質を理解すると、様々な課題やトラブルに出会ったときに、適切に対応できる。

● 事案の概要

事案の概要は次のとおりである。

①この町内会の性格（管理組合的な要素も併せ持つ）

問題となった町内会は、埼玉県新座市にある県営住宅団地の入居者で構成された町内会である。県営住宅団地という性格から、この町内会は通常の町内会活動だけでなく、団地の共用施設の管理に関わる役割も担っており、いわば管理組合的な要素も併せ持つ団体であった。

②規約の内容

町内会の規約には、団地の入居者を会員とし、共益費月2700円、町内会費月300円と定められていた。

③共益費の扱い

共益費は、街灯の維持、エレベーターの管理、排水設備の維持、害虫駆除など団地の共用部分の維持管理に充てられていた。

④町内会が徴収していた仕組み

共益費と町内会費を町内会が一括して徴収し、集めた共益費については、町内会がまとめて埼玉県に支払う仕組みになっていた。

⑤紛争の発生

こうした中で、団地の入居者の一人が、町内会の運営方針に不満を持ち、町内会に対して「退会する」と申し出た。その後、

この入居者は、町内会費と共益費の支払いをいずれも停止した。

⑥裁判の提起

これに対し、町内会側は、この町内会は管理組合的な要素を持つから、「町内会からの退会は認められない」として、未払いとなった費用の支払いを求めて訴訟を提起したものである

● 判決要旨

判決は、町内会の法的性格や会員の地位について、次のような考え方を示した。

①町内会は権利能力なき社団である。つまり、町内会は単なる住民同士の個人的な結びつきによる共同事業（民法上の組合）ではなく、団体として一定の独立性をもつ組織である。

②町内会の目的を会員相互の親睦、生活環境の維持管理、共同の利害への対応、福祉や助け合いで、町内会はこのような目的の範囲内で活動する団体である。

③町内会は、法律上の強制加入団体ではないため、住民は自らの意思で加入し、またいつでも退会することができる。

④共益費は団地の共用部分を維持するために必要な費用であることから、退会しても支払義務が残る。

⑤これに対して、町内会費については、退会すればその後の支払義務はない。町内

会は任意加入の団体であり、退会の自由が認められるからである。

⑥管理組合的な機能があっても退会の自由は否定されない。

この点について、二審の東京高等裁判所は、この町内会が団地の生活インフラの維持など、いわば管理組合に近い機能を担っている点を重視し、住民の全員参加と費用負担を前提とすべきであるとして退会を認めなかった。

これに対し、最高裁は、この考え方を採用せず、町内会はいくまで任意加入の団体である以上、たとえ管理組合的な機能や公共的役割を担っていたとしても、会員の入退会の自由は否定されないと判断した。これは町内会の公共性よりも、個人の自由が優先されるという原則を示したものであり、その後の下級審判決にも大きな影響を与えることとなった。

3. 過度の加入勧誘が不法行為となり慰謝料請求が認められた事例

（大阪高等裁判所平成20年9月18日判決）

町内会の加入勧誘や退会をめぐる、慰謝料の支払いが命じられた判決である。その影響もあって、町内会の加入勧誘や退会防止に消極的な傾向が見られるようになった。その結果、町内会の加入

率の低迷に拍車をかけた。

●事案の概要

原告は、福岡県にある団地に居住する住民で、団地の一住戸を賃貸借契約により引渡しを受けて入居した。

被告は、この団地に居住する世帯を会員として構成される町内会であり、原告の住戸のある棟もその対象に含まれていた。町内会の目的は、会員相互の親睦と融和を図り、福祉の増進に努め、明るく住みよいまちづくりに寄与することである。

原告は町内会への加入を望まず、町内会に対して繰り返し「加入しない意思」を明確に表示していた。しかし、それにもかかわらず、被告の代表である町内会長は、原告に対して加入を求める働きかけを継続した。

●裁判所の判断

裁判所は、この町内会長の行為について、単なる説明や任意のお願いの範囲にとどまるものではなく、社会通念上相当な範囲を超える執拗な勧誘行為であったと評価した。

その結果、原告は精神的苦痛を受けたとして、これを不法行為と認定し、被告に対して慰謝料5万円の支払いを命じた。

●判決の論理

この判決は、先に見た最高裁判決の考え方を踏まえながら、町内会と住民との関係を次のような論理で判断している。

①町内会は権利能力なき社団である

町内会は「権利能力なき社団」であると考えた最高裁判決をこの判決でも前提としている。

そのため、団体の代表者が職務として行った行為については、団体そのものが責任を負うことになる。具体的には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条（代表者の不法行為責任）の規定が類推適用され、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に損害を加えた場合には、その法人が損害賠償責任を負うことになる。

本件の町内会規約には、「会長は行政機関等への陳情及び折衝のほか、他団体との連携を図り、本会を代表して自治活動全般を統括する」と定められていた。そのため、町内会長が町内会を代表して行った加入勧誘行為については、町内会そのものが責任主体になると判断された。

②加入するかどうかを自分で決める自由も保護される

次に裁判所は、原告が町内会長の言動によって精神的苦痛を受けたかどうかを検討している。

民法上、不法行為から保護される人格権には、身体の自由だけでなく、精神的自由も含まれると考えられている。したがって、どの団体に加入するか、あるいは加入しないかを自分で決める自由も、人格的利益として法律上保護されることになる。

本件では、町内会に加入しないという原告の意思が明確に示されていたにもかかわらず、これを無視して執拗な勧誘が行われたため、精神的苦痛を与える可能性がある行為として問題とされた。

③受忍限度論による違法性判断

もっとも、私たちの社会生活においては、すべての不快な行為が直ちに違法になるわけではない。人は社会の中で生活している以上、ある程度の不便や迷惑は避けられない。たとえば、車の騒音や近所の生活音などについても、一定の範囲では互いに我慢して生活する必要がある。

しかし、それが行き過ぎて、精神的に強い苦痛を与えたり、平穏な生活を著しく乱したりする場合には、不法行為（民法709条）として損害賠償の対象となる。

裁判所は本件の違法性判断にあたって、いわゆる「受忍限度論」の枠組みを用いている。本件では、町内会長の言動がこの受忍限度を超えるものと判断された。

受忍限度を超えるとされた具体的行為は次の通りである。

①書面による加入の強制と拒絶意思の否定

原告が作成した「町内会には入会しない」とする文書に対して、被告は赤字で「加入は任意ではなく、法律や条例でも加入の強制が認められる」と修正し、あたかも法的に強制加入が定められているかのような内容の書面を作成して、原告のポストに投函した。

②居住資格の否定を示唆する言動

さらに同じ書面に「加入しないのであれば、この団地に居住する資格はない」という趣旨の文言を追記した。町内会加入が義務ではないことを知りながら、あるいは容易に知り得たにもかかわらず、このような記載をした点が問題とされた。

③虚偽の事実に基づく督促

また、「町内会活動は国家が認める地域活動の組織であり、その活動資金を地域住民が支えている」といった記載を行い、独自の論理を展開して加入を求めた。

裁判所は、このような行為が、原告に対する一方的な強要行為と評価できる態様で行われたと認定した。

●判例から学ぶこと―許される行為・許されない行為

この判決から分かるのは、町内会による加入勧誘や退会の引き止め自体が直ちに違法となるわけではないという点である。地域社会の中で町内会が活動の意義を説明し、協力を求めること自体は自然であり、否定されるものではない。退会を申し出た会員に対し、事情を確認し、活動の意義を説明して再考を促すことも、それ自体は許容される。

問題となるのは、そのような働きかけの「方法」や「態様」である。すなわち、社会通念上相当な範囲を超え、住民の意思決定の自由を不当に圧迫する場合には、違法と評価される。

したがって町内会が行うべきは、これらの働きかけを「強制」ではなく、「説明と理解の促進」として行うことである。任意性を尊重し、節度ある方法にとどまる限り、町内会の活動としては、きわめて正常なものといえる。

この基準を踏まえて、許される行為と許されない行為（標準例）は、次のように整理できる。

①加入勧誘

区 分	許される行為（OK）	許されない行為（NG）
基本姿勢	任意加入を前提にした説明・案内・お願い	強制・圧力による加入の押し付け
情報提供	チラシ配布、回覧板、書面案内（1回～数回）	拒否後も文書・電話を繰り返す
説明内容	加入自由・退会自由・非強制の明示	加入しないと不利益があると示唆
内容の合理性	活動内容、会費の使途、メリット・デメリットの説明	誤解を招く説明、不利益を強調して誘導
訪問方法	昼間に穏やかに説明、拒否後は終了	深夜早朝訪問、長時間拘束、複数人で圧迫
言動	丁寧・中立的な説明	威圧、人格否定（「非常識」など）
公表	個別に案内	非加入者の掲示・回覧・晒し
運用体制	組織として統一的・冷静な対応	個人の感情による執拗・攻撃的対応

②退会対応

区 分	許される行為（OK）	許されない行為（NG）
基本姿勢	退会の自由を前提にした説明・提案	退会を認めない・制限する
再説明	活動意義や会費使途の説明	繰り返し説教・長時間の引き止め
改善提案	役員免除、負担軽減、代替措置の提示	実質的に負担軽減を拒否し圧力を維持
制度対応	規約改正、会費・活動の見直し	終身会員制など過度な拘束
慰留	一度限りの再考要請、拒否後は尊重	何度も呼び出し、継続的な引き止め
不利益取扱い	退会後も基本的に平等な扱い	情報遮断、嫌がらせ、孤立化
経済関係	退会後は会費請求なし	退会後も請求・督促を継続
手続き	退会届を受理し円滑に処理	受理拒否、事実上の退会妨害

松下啓一 地方自治研究者・政策起業家
（元相模女子大学教授）、神奈川県横浜須賀市の単位町内会長。著書に『元気の町内会のつくり方―10の処方箋と80の実践事例』（日本橋出版）ほか多数。